

ふるさと納税について

平成29年11月20日

会派「創新」活動報告会

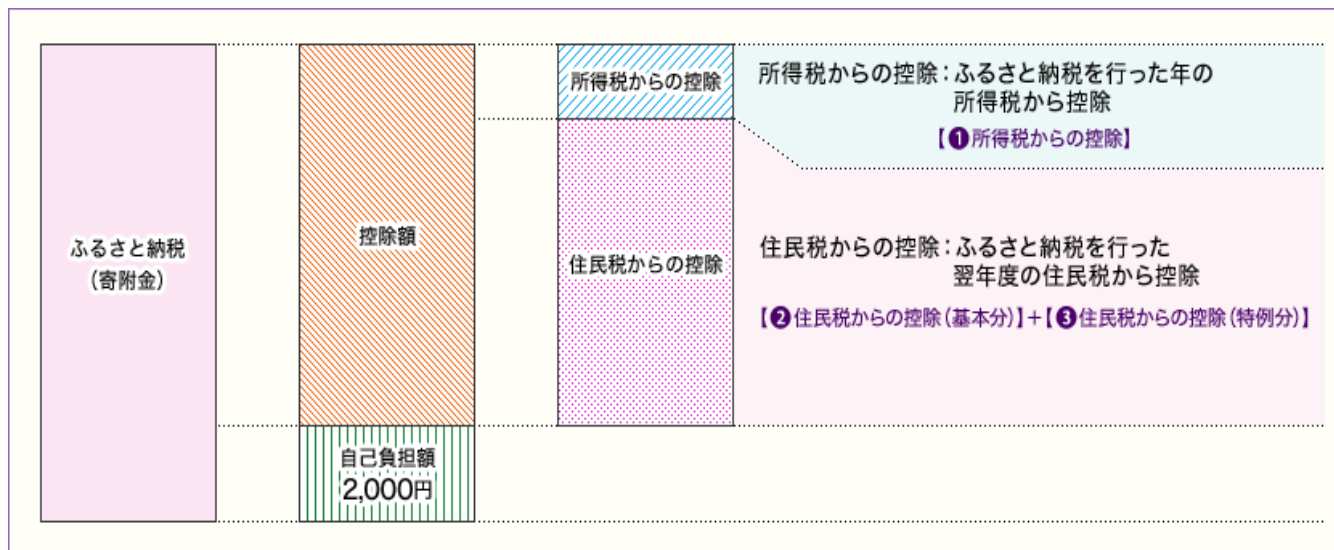
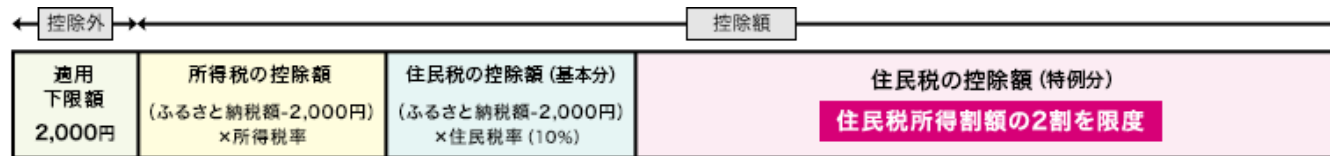
ふるさと納税・応援寄付金とは

- ふるさとや応援したい自治体へ寄付をした個人や法人の納税額を軽減する制度。
- 改正地方税法が施行した**2008**年度から個人向け制度が始まった。
（**2016**年からは企業版ふるさと納税制度（地方創生応援税制）も始まった）
- 自分の育ったふるさとを応援するという趣旨からふるさと納税という名称であるが、全国どの自治体へも寄付できる。
- 個人は寄付額から**2000**円を差し引いた額について、年収などに応じて限度額まで個人住民税や所得税から控除される。
- 寄付先が五つまでなら確定申告は不要である。
- 納税者が税の使い道を指定することも可能。
- ふるさと納税を支援するインターネットのサポート支援サービスの普及（クレジット決済可能）により納税額が大幅に増えた。

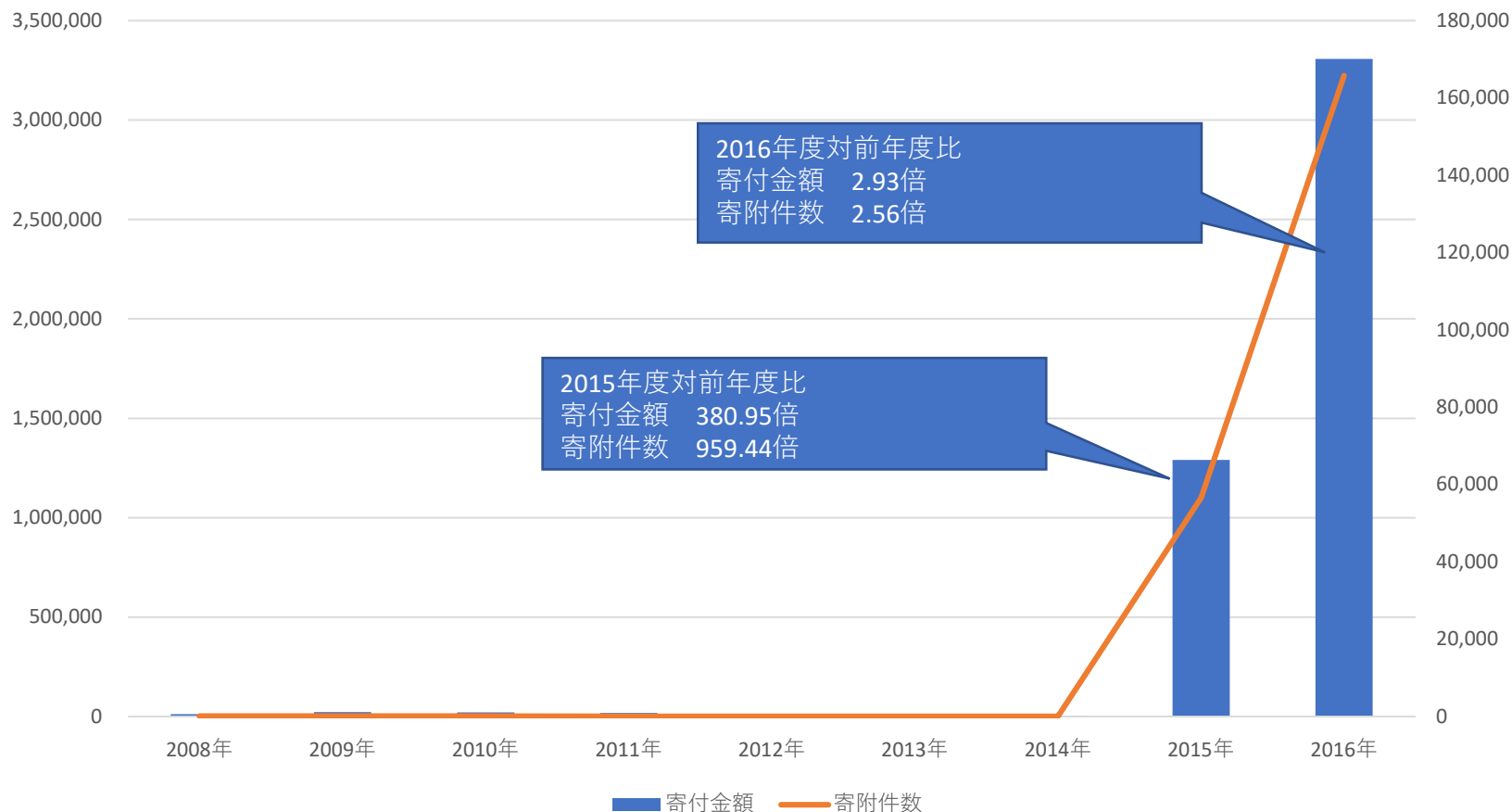
ふるさとと納税の仕組み

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。

例えば、年収700万円の給与所得者の方で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

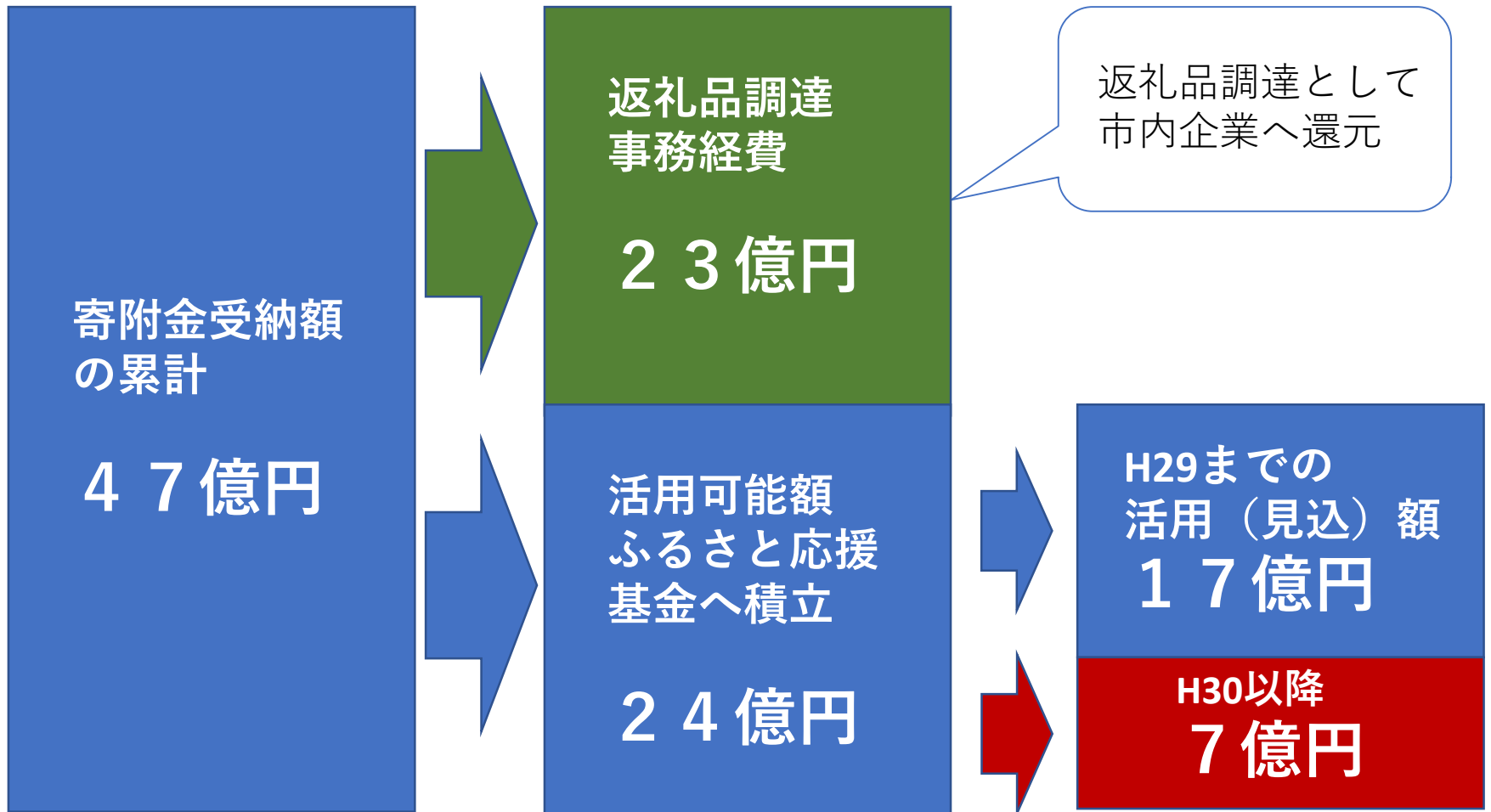


ふるさと納税・根室市の実績



	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
寄付金額	11,615	22,470	20,687	17,836	9,112	8,843	3,387	1,290,102	3,307,434
寄附件数	63	66	69	61	44	36	59	56,607	165,797

ふるさと納税の活用その1



ふるさと納税の活用その2

寄附金の使い道

- ① 少子化対策・子育て支援
- ② 経済・雇用対策
- ③ 人材育成
- ④ 北方領土返還要求運動に関する事業
- ⑤ 寄附者の意向を反映し住み良いまちづくりのために必要と認める事業

根室市が特に力を入れている項目

少子化対策・子育て支援、水産業の振興
防災対策、体育館建設、北方領土返還要求運動関係

ふるさと納税の活用その3

□平成27年度 活用 額273,840千円

- 地方創生総合戦略関係 135,629千円
- 新総合体育館建設基金積立金 100,000千円
- 浸水対策関係 9,048千円
- 春国岱散策路整備関係 13,645千円
- その他 防災関係 155,522千円

□平成28年度 活用額 644,912千円

- 地方創生総合戦略関係 159,585千円
- 新総合体育館建設基金積立金 100,000千円
- 公共施設等維持補修基金積立金 250,000千円
- 高潮対策関係 30,000千円
- 北洋サケマス対策関係 26,789千円
- その他 北方領土・防災関係ほか 15,522千円

□平成29年度 活用額 682,429千円

- 地方創生総合戦略関係 279,890千円
- 新総合体育館建設基金積立金 100,000千円
- 春国岱ふるさとの道整備事業 100,000千円
- 高潮対策関係 100,000千円
- 北洋サケマス対策関係 11,085千円
- その他 北方領土・防災関係ほか 91,454千円

※地方創生総合戦略関係は、多子世帯保育料無料化、出産支援、医療従事者修学資金等子育て支援事業が柱！

平成27年度の主な実績

- 乳幼児全戸訪問事業経費
- こども医療費給付事業
- 多子世帯保育料無料化事業
- ひとり親生活支援事業不妊症治療費等醸成事業
- 出産支援事業
- 特定赴任治療費等助成事業
- みらいのアスリート、アーティスト応援事業
- 子育て世帯向け私有地分譲事業

ふるさと納税制度の課題

- 少子化対策・子育て支援事業等義務的経費（将来に渡って継続的にサービスの提供が必要な事業）について事業の安定的継続のための積立が必要
 - 特定目的基金を設ける
- 事業の選択や基金の執行状況の見える化が必要
 - 納税者・市民双方に分かりやすく伝える仕組みづくりを
- 経済雇用対策、人材育成のための活用方法について、具体的な目標設定をもって、取り組む必要がある。
- 観光分野についても、インバウンド対策等交流人口拡大のために事業への投資も必要
- ガバメント・クラウド・ファンディング活用についてのルール作りが必要。